

公用車設置のカーナビに係るNHK受信料未払等について（経緯書）

1 概要

他自治体で相次ぐ「公用車に設置されたテレビ受信機能付きカーナビに係るNHK受信料未払事案」に対して、本市における状況を調査したところ、本市が管理する公用車22台に設置されたカーナビについてNHK受信契約をしておらず、同受信料も未払いであることが判明した。

当該未契約及び未払いが生じた原因は、当該機能が備わっている場合には、設置場所（公用車）ごとに契約が必要との認識が不足していたためである。

最長期間は15年6か月であり、未払金額は合計320万円程度を見込んでいる。

なお、テレビ受信機能の必要性を検討し、不要なものについて廃止した。

2 今後の対応

テレビ受信機能付きカーナビについて、今後NHKと受信契約を締結した上で、NHK受信料の未払額を確定し、当該未払受信料を支払う。

なお、契約及び支払いについてNHK静岡放送局と現在協議中である。

3 再発防止策

- ・公用車及び携帯電話については、テレビ受信機能を有さないものを原則導入するものとする。
- ・公用車及び携帯電話を調達する場合は、その調達に係る仕様書において、テレビ受信機能の要否について必ず明記させることとし、テレビ受信機能がある機器に対してはNHK受信料負担が発生する旨、職員に周知する。
- ・各課に対するテレビ等受信機器設置状況調査実施の際に、NHK受信契約の要件について周知する。

以 上